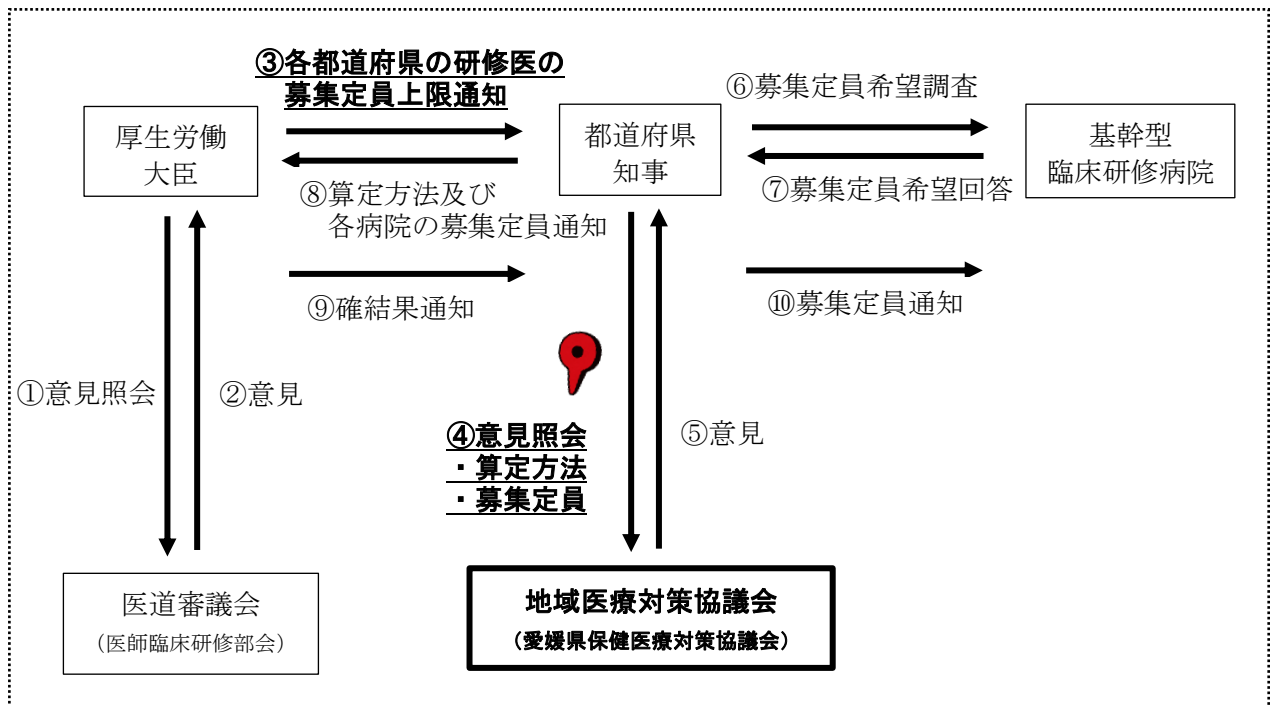


令和9年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について

1. 概要

医師法第十六条の三第一項の規定に基づき、**厚生労働省から各都道府県に対して令和9年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員の上限を決定した旨の通知**があったことから、同条第三項から第七項の規定並びに「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」第2の規定に基づき、**愛媛県保健医療対策協議会の意見を聴いた上で本県における研修医の募集定員の算定方法及び定員を決定し、同省に通知**するもの。



2. 愛媛県の募集定員の算定方法及び定員

(1)算定方法：別添「令和9年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について」のとおり

(2)定員：139人（国通知による上限：139人）

<参考>

募集定員の算定方法及び定員の決定に関するスケジュール

- | | | | |
|------|-----|-----|--|
| 令和7年 | 12月 | 5日 | 厚労省から医道審議会へ意見照会
(各都道府県の募集定員の上限の決定) |
| | 12月 | 19日 | 厚労省から愛媛県へ募集定員の上限(139人)の通知 |
| 令和8年 | 3月 | 4日 | 愛媛県保健医療対策協議会へ募集定員の算定方法・定員について意見照会(決定) |
| | 3月 | 下旬 | 県から各病院へ募集定員の希望調査
(各病院から回答) |
| | 4月 | 月上旬 | 県から厚労省へ算定方法及び各病院の募集定員の通知
(厚労省から確認結果の通知)
県から各病院へ募集定員の通知 |

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 9 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、令和 7 年 12 月 5 日に開催した医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 3 第 1 項に基づき、令和 9 年度から臨床研修を開始する研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡します。

つきましては、令和 8 年 4 月 10 日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙に記載の募集定員上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

令和9年度臨床研修 都道府県別募集定員上限

別紙

	R8年度募集定員上限	R8年度病院募集定員合計	基本となる数 (全国の研修医総数推計値を人口 分や医学部入 学定員で按分) (※1)	地域枠による 加算 (※2)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算 の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					1%まで戻す ための追加配 分	R9募集定員 上限 (※5)
					地理的条件(100km ² キロメートルあたりの 医師数)による加算 (※3)	地理的条件(離島の 人口、離島の数)による 加算	医師少数区域の 人口に応じた加算	都道府県間の医師 偏在状況に応じた 加算		直近(R7年度) の採用数	①×0.89と ⑧のうち 少ない方	仮上限に不足 数	仮上限と昨年 実績との差	仮上限から削 る数(不足数の 合計を⑨で按 分)		
	①	①'	②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
北海道	412	412	354	19	36	2	0	0	407	331	0	0	0	0	1	408
青森	160	149	99	65	10	0	0	0	173	91	0	0	82	13	0	160
岩手	139	118	97	44	10	0	0	0	150	72	0	0	78	12	0	138
宮城	214	214	190	8	14	1	0	0	211	185	0	0	0	1	212	
秋田	105	103	76	36	8	0	0	0	119	65	0	0	54	8	0	111
山形	131	120	86	26	9	1	0	0	121	69	0	0	52	1	0	120
福島	183	163	122	58	13	0	0	0	192	129	0	0	63	10	0	182
茨城	270	234	197	64	0	0	0	0	259	205	0	0	54	8	0	251
栃木	185	185	159	17	12	0	0	0	186	170	0	0	0	0	0	186
群馬	158	153	133	21	10	0	0	0	162	111	0	0	51	8	0	154
埼玉	518	518	515	32	0	0	0	0	540	456	0	0	0	0	0	540
千葉	494	494	439	74	0	0	0	0	507	467	0	0	0	0	0	507
東京	1,254	1,254	1,195	22	0	7	1	0	1,211	1,248	1,241	30	0	0	0	1,241
神奈川	658	658	648	23	0	0	0	0	664	634	0	0	0	0	0	664
新潟	214	214	147	29	11	11	0	0	197	154	0	0	0	0	15	212
富山	105	105	85	18	6	0	0	0	108	88	0	0	0	0	0	108
石川	127	127	93	7	7	1	0	0	107	111	111	4	0	0	15	126
福井	86	86	62	9	5	0	0	0	76	54	0	0	0	0	9	85
山梨	105	83	67	48	5	0	0	0	119	58	0	0	61	9	0	110
長野	174	174	139	24	10	0	0	0	172	143	0	0	0	0	0	172
岐阜	178	178	134	37	10	0	0	0	179	171	0	0	0	0	0	179
静岡	303	303	248	62	0	1	0	0	308	287	0	0	0	0	0	308
愛知	551	551	524	37	0	1	0	0	555	552	0	0	0	0	0	555
三重	168	168	120	49	9	1	0	0	178	154	0	0	0	0	0	178
滋賀	124	124	102	14	8	1	0	0	124	115	0	0	0	0	0	124
京都	250	250	197	7	0	0	0	0	203	249	248	45	0	0	0	248
大阪	630	630	615	16	0	0	0	0	623	634	624	1	0	0	0	624
兵庫	400	400	375	18	0	2	0	0	390	402	396	6	0	0	0	396
奈良	123	123	104	16	0	0	0	0	119	122	122	3	0	0	0	122
和歌山	119	119	74	34	6	0	0	0	113	108	0	0	0	0	5	118
鳥取	82	82	46	37	4	0	0	0	85	43	0	0	0	0	0	85
島根	85	75	55	28	4	5	0	0	91	55	0	0	36	6	0	85
岡山	188	188	154	3	11	1	0	0	168	162	0	0	0	0	18	186
広島	203	203	190	20	0	3	0	0	211	179	0	0	0	0	0	211
山口	125	125	108	14	8	1	0	0	130	105	0	0	0	0	0	130
徳島	78	78	59	14	5	1	0	0	77	49	0	0	0	0	0	77
香川	100	100	77	11	0	10	0	0	97	64	0	0	0	0	2	99
愛媛	126	126	107	21	8	4	0	0	139	81	0	0	0	0	0	139
高知	92	92	56	34	4	1	0	0	93	49	0	0	0	0	0	93
福岡	399	399	402	4	0	1	0	0	402	372	0	0	0	0	0	402
佐賀	80	80	67	6	0	1	0	0	73	56	0	0	0	0	6	79
長崎	148	148	106	17	0	39	0	0	161	98	0	0	0	0	0	161
熊本	136	136	119	4	9	1	0	0	132	105	0	0	0	0	3	135
大分	101	101	92	13	7	1	0	0	112	75	0	0	0	0	0	112
宮崎	111	111	87	19	7	1	0	0	113	61	0	0	0	0	0	113
鹿児島	156	149	111	20	8	40	0	0	178	87	0	0	91	14	0	164
沖縄	156	156	107	17	0	38	0	0	160	153	0	0	0	0	0	160
計	10,904	10,759	9,338	1,214	274	177	1	0	10,895	9,429	89	622	89	75	10,970	

(※1)「研修医総数推計値」は、令和9年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.90)を乗じて算出

→令和9年度研修希望者数推計値 10,376人×0.90=9,338人

(※2)地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※3)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※4)②～④-2の合計が全国の募集定員上限(10,895人)を上回る場合、超過分を各都道府県の②「基本となる数」に応じて按分する形で調整

(※5)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和8年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑫の計算は、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%を上回る都道府県に対して、令和8年度の募集定員上限からの減少率が1%となるまで加算

また、広域連携型プログラムに係る対象人数は以下の通りとする

東京都:62人以上(自都内:25人まで)、京都府:12人以上(自府内:5人まで)、大阪府:31人以上(自府内:0人)、岡山県:9人以上(自県内:4人まで)、福岡県:20人以上(自県内:8人まで)

(※6)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

令和9年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について（案）

令和9年度から愛媛県内で研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について、医師法第16条の3の規定に基づき、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、次のとおりとする。

<算定方法>

- 1 研修医の募集を行う年度（令和8年度）を起点として、病院ごとの過去3年間（令和5～7年度）の研修医の受入実績（②～④）の最大値（⑤）に「医師派遣加算（⑥）」を加えた数を「基本定員（=A）（⑦）」とする。
 - ※ 受入実績（②～④）には、他病院で中断をした再開者の受入実績を含む。
 - ※ 最大値（⑤）には、「小児科・産科研修プログラム」の募集定員の特例加算分の受入実績は含まない。
 - ※ Aが「0人」の場合は、「1人」とする。
- 2 Aの値の県内の合計値（=A'）が、厚生労働省が定める県の募集定員の配分可能数（=B）（⑧）を超える場合は、次の計算式により調整する。（計算式： $A \times B / A'$ ）（⑨）
 - ※ 算出した値に少数点以下の端数が生じた場合は四捨五入した値とする。
- 3 各病院が希望する募集定員（=C）（⑩）が上記1～2までの手順により算出した値（⑦又は⑨）を上回る場合は、⑦又は⑨の値、下回る場合はCの値（⑩）とする。（⑩）
- 4 「医師派遣加算（⑥）」については、研修医の募集を行う年度の前年度末（令和7年度末）時点において、医師派遣等を行っている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。
- 5 4の「医師派遣等」は、次のア～オのすべてを満たすものとする。
 - ア 次の①から③のいずれかに該当すること。
 - ① 各病院において、当該病院に勤務する医師を外向などにより当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
 - ② 各病院において、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
 - ③ 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合
 - イ 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務していること。
 - ウ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。

エ 愛媛県保健医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

オ 開設者が同一の病院間において行われているものでないこと、また、受入病院との相互の交流として行われているものでないこと。

6 「小児科・産科研修プログラム」の募集定員の特例加算（⑪）として、⑩の値が20人以上の場合は、4人分を加算する。

7 上記1～6までの手順で算出した値について、以下の定員調整等を行う。

ア 値が1人の場合、募集定員の下限を2人にするための調整(1人→2人)を行う。(⑫)

イ 研修体制に不適切な事例（アルバイト診療等）があった場合は、募集定員の減員を行う。

8 1～7までの手順で算出した値（⑬）が、Bの値（⑧）に達していない場合、知事は、Bの値（⑧）を超えない範囲で、病院と個々に調整を行い追加して配分することとする。

令和9年度から研修を開始する研修医の募集定員 《算定例》

病院名	① 病院からの届出(希望)募集定員(C)	②~④ 研修医受入実績(他病院で研修を中断した者の再開受入を含む)			⑤ ②~④の最大値	⑥ 医師派遣加算	⑦ 基本定員(実績から算出した定員)(A)	⑧ 厚労省が決定した募集定員の配分可能数(B)	⑨ ⑦の合計が⑧を越える場合は調整	⑩ ①と⑦(又は⑨)の少ない方の人数	⑪ 小児・産科加算	⑫ 2人定員加算等	⑬ 県調整前 (⑩+⑪)+⑫	⑭ ⑬に対する増員要望 (①-⑬)	⑮ 県配分案 (⑭の調整後)	⑯ 合計 (⑬+⑮)	【参考】	
		4年度	5年度	6年度													昨年度定員	(増減)
〇〇病院	5	3	3	2	3	0	3	国通知より調整なし		3	0		3	2	2	5	5	0
△△病院	2	0	0	0	0	0	1			1	0	1	2	0	0	2	2	0
××病院	24	15	17	19	19	0	19			19	4		23	1	1	24	22	2
□□病院	7	7	6	6	7	0	7			7	0		7	0	1	8	7	1
合計	133	74	88	94	103	13	116	139	-	116	4	3	123	10	16	139	126	13

算定方法1、4、5よりAを算出

算定方法2による調整

算定方法3

算定方法6

算定方法7

算定方法8による追加配

少なくとも1人は配分する。

国から示された令和9年度の募集定員の上限(昨年度比13人増)

最大16人追加配分可能
※139 - 123
⑧ ⑬

関係法令

○医師法（抄）

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 **都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。**
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 **都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。**
- 6 **都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。**
- 7 **都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。**

○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（抄）

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

（法第16条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院）

1～22 省略

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

(1) 募集定員の上限

ア **厚生労働大臣は、毎年、医師臨床研修部会の審議を経た計算方法として、「当該都道府県の募集定員の配分可能数」に、前述の5の(1)ア(ク)の基礎研究医プログラムの定員枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とすること。**

イ～エ 省略

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの募集定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。

24 募集定員の通知

- (1) **都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の募集定員を定めたときは、当該募集定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。**
- (2) **都道府県知事は、臨床研修病院ごとの募集定員を定めるに当たっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に募集定員のほか、当該募集定員の算定方法を通知しなければならないこと。**